

**改正**

昭和58年3月30日条例第5号  
平成元年9月30日条例第39号  
平成2年3月30日条例第6号  
平成9年9月30日条例第33号  
平成10年9月29日条例第26号  
平成17年9月29日条例第32号  
平成19年3月27日条例第5号  
平成23年12月21日条例第25号  
平成24年3月26日条例第13号  
平成26年3月26日条例第9号

知立市遺児手当支給条例

知立市遺児手当支給条例（昭和50年知立市条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより児童の健全な育成を助長し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

**第2条** この条例において「児童」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）をいう。

2 この条例にいう「婚姻」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（支給要件）

**第3条** 手当は、次の各号のいずれかに該当する児童の父若しくは母がその児童を監護するとき、又は父若しくは母以外の者が当該児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、父若しくは母又はその養育者に対して支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

- (1) 日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をしていないとき。
- (2) 市内に住所を有しないとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。
- (4) 父又は母の配偶者（第3条第1項第3号に定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、父又は母に対する手当にあつては当該父又は母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、市内に住所を有しないときは支給しない。

（手当の額）

**第4条** 手当の額は、児童1人につき月額2,400円とする。

（認定）

**第5条** 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長の認定を受けなければならない。

（支給期間及び支払期月）

**第6条** 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、

その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(手当額の改定)

**第7条** 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）につき、監護し、又は養育する児童に変動があった場合における手当の額の改定は、その者の変動の届出を受け付けた日の属する月の翌月から行う。

(受給資格の消滅)

**第8条** 受給者が第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、受給資格を失うものとする。

(手当の停止及び返還)

**第9条** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給を停止し、又は既に支給した手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けたとき。
- (2) 児童の監護又は養育を著しく怠っていると認めるとき。
- (3) この条例又は市長の定める事項に違反したとき。

(届出)

**第10条** 受給者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届出、かつ、規則で定める書類を提出しなければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(特別支援学校への就学者の特例)

**第11条** 児童で、特別支援学校に就学しているために、市外に住所を有するものについては、第3条第2項の規定にかかわらず本市に居住しているものとみなす。

(調査)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他関係人に質問させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

**第13条** 手当の受給権は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(未払いの手当)

**第14条** 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該受給者の監護し、又は養育していた第3条に該当する児

童にその未支払いの手当を支払うことができる。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正前の知立市遺児手当支給条例第5条の規定に基づいて認定された者は、改正後の知立市遺児手当支給条例第3条第1項に該当しない場合を除き、この条例により認定されたものとみなす。

**附 則** (昭和58年条例第5号～平成元年条例第39号)

(省略)

**附 則** (平成2年3月30日条例第6号)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知立市遺児手当支給条例第2条第1項の規定については、同項中「18歳」とあるのは、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間は「16歳」と、平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間は「17歳」とする。

**附 則** (平成9年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知立市遺児手当支給条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則** (平成10年9月29日条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第3条第1項第7号の改正規定により新たに手当の支給要件に該当することとなった者が、施行日から平成10年11月30日までの間に手当の認定申請をしたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める月分から支給する。

(1) 平成10年8月1日前から改正後の知立市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）に規定する手当の支給要件に該当している場合 平成10年8月分

(2) 平成10年8月1日以後施行日前までの間に新条例に規定する手当の支給要件に該当することとなった場合 手当の支給要件に該当することとなった日の属する月の翌月分

**附 則** (平成17年9月29日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年3月27日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月21日条例第25号）

この条例中第1条、第3条、第5条及び第9条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定は平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月26日条例第13号抄）

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（平成26年3月26日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。